

通所介護事業所
デイサービスはなぶさ
重要事項説明書

令和 年 月 日

公益財団法人 慈愛会

デイサービスはなぶさ

公益財団法人 慈愛会
指定通所介護事業所
デイサービスはなぶさ
鹿児島市小原町 8-3
099-284-5663

指定通所介護事業所 デイサービスはなぶさ 重要事項説明書

1. 事業所の概要

- ① 事業者名 公益財団法人 慈愛会 デイサービス はなぶさ
- ② 事業者所在地 鹿児島市小原町8番3号
- ③ 電話番号 099-284-5663
- ④ 代表者 管理者 川崎 友義
- ⑤ 設立年月日 令和2年1月1日
- ⑥ 介護保険指定番号 4670112723
- ⑦ 職員の基準 15:1以上
- ⑧ 加算体制 入浴介助加算、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算、生活機能向上連携加算、個別機能訓練加算、口腔・栄養スクリーニング加算
栄養アセスメント加算、ADL維持等加算、科学的介護推進加算等

2. 提供するサービスの第三者評価の実施状況・・・第三者評価受審（有・無）

「有」の場合

実施日	年 月 日
評価機関名	
評価結果の開示方法	

3. 指定通所介護事業所の目的と運営方針

通所介護事業所 デイサービス はなぶさ（以下「当事業所」）は、要支援状態及び要介護状態等のご利用者（以下「ご利用者」）の心身の特性を踏まえて、そのご利用者が可能限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、更に、ご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他、必要な援助を行うことを目的とした事業所です。

この目的に沿って、以下のような運営理念及び方針を定めております。

通所介護事業所 デイサービス はなぶさの運営理念及び方針

運営理念

『自然と人と地域とが調和するコミュニティスペース（共同体の集う場所）の構築』

- ① ご利用者が健康で明るく、楽しい生活を送れるように、個人を尊重します。
- ② 自然と仲間とのふれあいの場を提供いたします。
- ③ 地域と他介護保険事業所等との連携を深め、ご利用者やご家族が安心できるひとときの提供をいたします。

4. 業務体制

職種	配置人員数	業務
生活相談員	1名以上	相談援助業務
看護職員	1名以上	看護・介護及び保健衛生業務
介護職員	4名以上	介護業務
個別機能訓練指導員	1名以上	機能回復訓練
*令和6年4月1日現在、介護職員5名の内 介護福祉士は4名		

5. 利用定員・利用時間

利用定員 30名/日

利用実施日 月曜日～土曜日（祝・祭日も、実施いたします）。

営業時間 8時30分～17時30分

サービス提供時間(通常) 午前9時30分～午後4時40分

定休日 年末・年始

6. サービス内容

通所介護サービスは、要支援者及び要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業所をご利用いただくことでご利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助をご提供いたします。

- ① 通所介護計画の立案
- ② 介護
- ③ 個別機能回復訓練
- ④ 健康管理
- ⑤ レクリエーション
- ⑥ 食事
- ⑦ 入浴
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ その他自立支援

7. 利用料について

通所介護サービスの利用料は、要介護度や、利用時間によって異なります。当事業所にて提供しているサービス時間帯は、下記の通りです。

通所介護サービス(通常規模型基本料金)

① 3時間以上4時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	370円	740円	1,110円
要介護2	423円	846円	1,269円
要介護3	479円	958円	1,437円
要介護4	533円	1,066円	1,599円
要介護5	588円	1,176円	1,764円

② 4時間以上5時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	388円	776円	1,164円
要介護2	444円	888円	1,332円
要介護3	502円	1,004円	1,506円
要介護4	560円	1,120円	1,680円
要介護5	617円	1,234円	1,851円

③ 5時間以上6時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	570円	1,140円	1,710円
要介護2	673円	1,346円	2,019円
要介護3	777円	1,554円	2,331円
要介護4	880円	1,760円	2,640円
要介護5	984円	1,968円	2,952円

④ 6時間以上7時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	584円	1,168円	1,752円
要介護2	689円	1,378円	2,067円
要介護3	796円	1,592円	2,388円
要介護4	901円	1,802円	2,703円
要介護5	1,008円	2,016円	3,024円

⑤ 7時間以上8時間未満(1日あたり)

要介護度	1割ご負担金	2割ご負担金	3割ご負担金
要介護1	658円	1,316円	1,974円
要介護2	777円	1,554円	2,331円
要介護3	900円	1,800円	2,700円
要介護4	1,023円	2,046円	3,069円
要介護5	1,148円	2,296円	3,444円

その他のサービス (減算分)

- 送迎減算～送迎を行わない場合 片道につき **-47円**
- 業務継続計画未策減算～業務継続計画 (BCP) が未策定の場合
- 高齢者虐待防止措置未実施減算～虐待の発生や再発防止の措置を行っていない場合

その他のサービス (加算分)

利用時毎回加算されるもの

- サービス提供体制強化加算(I) **22円/日** 勤務する介護福祉士割合が**70%以上**、勤続**10年以上**が**25%以上**の条件を満たした場合に算定します。
- 介護職員処遇改善加算 (I) : (所定単位数×92/1000)
- 介護職員処遇改善加算 (II) : (所定単位数×90/1000)
- 介護職員処遇改善加算 (III) : (所定単位数×80/1000)
- 介護職員処遇改善加算 (III) : (所定単位数×64/1000)

利用分だけ加算されるもの

- 入浴介助加算(I) 入浴介助に関する研修等を実施。
1割負担 40円/日 2割負担 80円/日 3割負担 120円/日

条件が揃った場合や必要に応じて加算されるもの

- 科学的介護推進加算 利用者のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等基本情報を厚生労働省へデータ提出した場合に算定します。
1割負担 40円/月 2割負担 80円/月 3割負担 120円/月
- 入浴介助加算(II) 医師等の居宅訪問が困難な場合、介護職が訪問し医師の指示の下、利用者の動作及び浴室環境の把握を行い医師等が評価・助言する場合においても算定可能
1割負担 55円/日 2割負担 110円/日 3割負担 165円/日
- 生活機能向上連携加算(I) 理学療法士等と連携してリハビリの評価や実施を行います。
1割負担 100円/月 2割負担 200円/月 3割負担 300円/月

- 個別機能訓練加算(Ⅰ) 5人程度以下の小集団又は個別で機能訓練指導員(看護職員等兼務)が実施します。心身機能、活動、参加といった生活機能の維持・向上を目的とした訓練です。訓練を実施する利用者に対して算定します。
(※専従1名以上配置し、配置時間の定めはありません。)
- | | | | |
|---|--------------|-------------|-------------|
| イ | 56円/日 (1割負担) | 112円 (2割負担) | 168円 (3割負担) |
| ロ | 76円/日 (1割負担) | 152円 (2割負担) | 228円 (3割負担) |
- 個別機能訓練加算(Ⅱ) 厚生労働省へ個別機能訓練に関するデータを提出した場合に算定します。
- | | | | |
|--|--------------|-------------|------------|
| | 20円/月 (1割負担) | 40円/ (2割負担) | 60円 (3割負担) |
|--|--------------|-------------|------------|
- 口腔・栄養スクリーニング加算 6月に1回が限度。介護支援専門員に口腔・栄養状態に係る情報を文書で共有することで算定します。
- | | | | |
|-----|--------------|--------------|--------------|
| (Ⅰ) | 20円/回 (1割負担) | 40円/回 (1割負担) | 60円/回 (3割負担) |
| (Ⅱ) | 5円/回 (1割負担) | 10円 (2割負担) | 15円 (3割負担) |
- 栄養アセスメント加算 外部の管理栄養士等と共同で栄養アセスメントを実施して助言等を行う場合に算定します。
- | | | | |
|--|--------------|-------------|-------------|
| | 50円/月 (1割負担) | 100円 (2割負担) | 150円 (3割負担) |
|--|--------------|-------------|-------------|
- ADL維持等加算(Ⅰ) ADL値(Barthel Index)を評価対象利用期間の初月と6月目に測定して、ADL利得を平均して得た値が1以上の場合に算定します。
- | | | | |
|--|--------------|------------|------------|
| | 30円/月 (1割負担) | 60円 (2割負担) | 90円 (3割負担) |
|--|--------------|------------|------------|
- ⑥ 介護給付以外
- 食費 500円 (昼食を召し上がった時に必要になります)
- ※当日の利用中止(キャンセル)の場合は食事代を頂きます。
- 教養娯楽費 実費

⑦ その他の費用

○訓練材料費

実費

※利用者個人で行う、習字、手芸、お花等の材料費等については実費負担となります。オムツ類は、ご本人持参でお願いいたします。

8. 他機関・施設との連携

当事業所では、利用者の状態が急変した場合、速やかに協力医療機関等への対応をお願いするようにしております（その際は、ご利用者の情報を協力医療機関等への提供いたしますのでご了承下さい）。

協力医療機関

今村総合病院（救急・総合）

住所 鹿児島市鴨池新町11-23 電話 099-251-2221

いづろ今村病院

住所 鹿児島市堀江町17-1 電話 099-226-2600

9. 緊急時の対応

緊急時は、管理者の指示で対応し、主治医と契約書にご記入いただいた連絡先にご連絡いたします（その際は、ご利用者の情報を協力医療機関等へ提供いたしますのでご了承下さい）。

10. 利用の中止・変更・追加

- 利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用中止、又は、変更、若しくは、新たなサービスの利用を追加することが出来ます。この場合は、サービスの実施日前日までに介護支援専門員（ケアマネジャー）に申し出て下さい。
- 利用の中止の申し出が、利用予定日前日までに無い場合には、当日の食事代をお支払いいただきます。
- サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合は、他の利用可能日時を契約者に提供して協議します。

利用中止・変更等の連絡先

通所介護事業所 デイサービス はなぶさ

電話番号 099-284-5663

11. 秘密保持について

- ① 当事業所は正当な理由が無い限り、ご利用者に対するサービス提供にあたり知り得たご利用者及びご家族(身元保証人・代理人)の秘密、個人情報を漏らしません。
- ② 当事業所は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者及びご家族(身元保証人)の秘密、個人情報を漏らすことがないように必要な措置を講じます。
- ③ サービス担当者会議においても、当事業所は、ご利用者及びご家族(身元保証人・代理人)の個人情報を用いる場合は、ご利用者及びご家族(身元保証人・代理人)の同意を得ない限り、その個人情報を用いません。

12. 非常災害対策

事業所職員は、常時において災害事故防止に努めるものとします。

非常災害対策として、事業所は、年間計画に基づき年2回の防災訓練を行うものとします。

13. サービス利用にあたっての留意事項

- ① 外出について
 - 通所介護サービス利用中の外出は出来ません。
- ② 喫煙について
 - 全面禁煙とさせて頂いています。
- ③ 所持品・備品の持ち込み
 - 所持品には、全てご記名して頂くようお願いいたします。
- ④ 金銭・貴重品の管理
 - 金銭・貴重品は、原則として当事業所でのお預かりはいたしません。又、多額の現金や貴重品は、お持ちにならないようお願いいたします。
- ⑤ 通所介護サービスご利用中の病院受診について
 - 介護保険法により、サービスご利用中においては、緊急やむを得ない場合を除いて医療機関への受診は出来ません。
- ⑥ お薬について
 - 利用時間内にお薬を飲む必要がある方は、そのお薬を持参下さい。尚、サービス利用中にお薬を病院等へ取りに行くことは出来ません。
- ⑦ 送迎時間について
 - 送迎時間は、その日の利用状況や交通事情で変更になることがございますのでご了承下さい。
- ⑧ 非常災害対策
 - 防災訓練 年2回(※介護老人保健施設 愛と結の街と共同開催)
- ⑨ 禁止事項
 - 当事業所では、多くの方に安心して居宅での生活を送っていただくために、ご利用者の「営利活動、宗教活動、特定の政治活動」を禁止いたします。

14. 要望及び苦情等の相談

当事業所に対する要望、苦情等がございましたら、生活相談員等へお気軽にお申し付け下さい。また、「ご意見箱」も備え付けてございますのでご利用下さい。

● 指定通所介護事業所 デイサービス はなぶさ

受付曜日 月曜日～土曜日

日時 午前8時30分～午後5時30分

連絡先 電話 099-284-5663 FAX 099-266-2603 担当 生活相談員

苦情解決責任者 統括管理者 海江田 一也 苦情受付担当者 管理者 川崎 友義

● 鹿児島市すこやか長寿部 介護保険課

受付曜日 月曜日～金曜日(祝日は除く)

日時 午前8時30分～午後5時15分まで

連絡先 電話 099-216-1280 FAX 099-219-4559

● 鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険相談室

受付曜日 月曜日～金曜日(祝日は除く)

日時 午前8時30分～午後5時まで

電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817

● 鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

受付曜日 月曜日～金曜日

日時 午前9時～午後4時まで

電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707